		日	号外	ページ
二三四	―著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件	二三	163	一
三七	著作者の実名登録の件	二八		二
	○厚生労働省			
二七七	厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件		一	四
二七八	医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件		四	四
二七九	生物学的製剤基準の一部を改正する件		四 151	一一
二八〇	薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件		四 151	一一
二八一	薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件		四 151	一五
二八二	厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件		四 151	一五
二八三	薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件		八	九
二八四	薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件		八	九
二八五	都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件		八	九
二八六	雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件		一五	三
二八七	雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する件		一五	三
二八八	雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件		一五	三
二八九	雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件		一五	三
二九〇	雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件		一五	三
二九一	厚生労働大臣が定める算定の方法を定める件の一部を改正する件		一七	二
二九二	事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する件		二四	四
二九三	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件		二四	五
二九四	介護保険法施行令附則第十八条の規定に基づき認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業		二四	五
二九五	組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件		二四	五
二九六	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第二十九条第一項の規定に基づき存続厚生年金基金の業務の一部を委託できる法人を指定する件		二五	三
二九七	確定給付企業年金法施行令第六十七条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の業務の一部を委託できる法人を指定する件		二五	三
二九八	遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件		二五	三
二九九	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件		三〇 169	四四
三〇〇	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件		三〇 169	四四
三〇一	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件		三〇 169	四四
三〇二	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件		三〇 169	四四
三〇三	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件		三〇 169	四四
三〇四	平成二十五年度の標準報酬月額修正率を定める件		三一	四
三〇五	雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同令第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件		三一	四